

調布市障害者の意思疎通に関する条例 (案 v4)

第5回委員会 (令和6年5月14日)	第3回委員会 (令和6年1月30日) 第4回委員会 (令和6年3月5日)
<p><u>人と人との意思疎通を図り、相互に思いや考えを伝え、理解を深め合うことは、</u></p> <hr/> <p><u>全て</u></p> <p><u>の人</u> に保障されるべき基本的な権利である。</p> <p>しかしながら、現状では<u>障害者にとってその権利への理解や保障</u> は十分であるとは<u>いえない</u>。</p> <p><u>障害者ごとに障害の特性が異なるため、障害者が意思疎通のための手段を自ら選択できる機会を確保し、又は適切な意思疎通における配慮、支援等を受けることで、円滑なコミュニケーションを図ることができる。</u></p> <p>よって、私たちは、<u>障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段、配慮、支援等</u>が、<u>社</u>会において広く理解されることにより、障害者の意思疎通を図る権利が尊重され、安心して生活することができる環境を<u>整備する</u>とともに、障害の有無に<u>か</u>かわらず豊かなコミュニケーションを通じて、誰もが相互につながる<u>こと</u>ができる共生社会の<u>充</u>実を目指し、この条例を制定<u>する</u>。</p> <p style="text-align: right;">(368文字)</p>	<p><u>聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者には、その特性に応じて多様な意思疎通の手段があり、その選択の機会が確保されることは、全ての障害者に保障されるべき基本的な権利です。</u></p> <p>しかしながら、現状では<u>その権利の</u> <u>保障</u>や<u>多様な意思疎通手段への理解</u>は十分であるとは<u>言えません</u>。</p> <hr/> <p>私たちは、<u>多様な意思疎通手段</u>が、<u>それらを必要とする人だけでなく、</u>社会において広く理解されることにより、障害者の意思疎通を図る権利が尊重され、安心して生活することができる環境を<u>整える</u>とともに、障害の有無に<u>関</u>らず豊かなコミュニケーションを通じて、誰もが相互につながる<u>こと</u>ができる共生社会の<u>更なる</u>充実を目指し、この条例を制定<u>します</u>。</p> <p style="text-align: right;">(349文字)</p>

<委員意見>

(障害種別の列記について)

- ・意思疎通支援が必要な精神障害の方もいるので(列記に)入れてほしい。
- ・列記すると、それ以外はあまり関係ないと受け取られてしまわないか。
- ・最初に「聴覚言語機能、音声機能、視覚、盲ろう」というのは、障害福祉に関わりのない人には分かりづらいのではないか。
- ・例えばここに高次脳機能というのが入っていたら、嬉しいという気持ちもあるが、ただ文章としてはわかりづらくなるかなという気もする。
- ・もし何か網羅できない、障害者ではない、障害者手帳は持っていないけれども、コミュニケーションに支障がある人であれば、やはりその対象となる可能性があるので「障害者『等』」と入れた方が良いのではないか。
- ・この順番は、国はどのようにしてこの順番なんでしょうか。確かに聴覚、言語機能障害は意思疎通の困難性は高いが、視覚障害、知的障害の方もあり、数の多少ではない。身体障害者福祉法の障害程度表で言うと、視覚障害が左側に来ており、法律の成立順では、次に知的障害、精神障害となる。何を基準にするか。

⇒障害種別の列記はしない表記に修正しました。

(「手段」に限定しない意思疎通の支援について)

- ・「手段」という形で、言語や機器などの「もの」に特化されると、精神障害者の意思疎通に関する課題解決につながらない。人の支援という形に広げていくことも検討していただきたい。

⇒3, 4段落目において手段だけでなく「配慮, 支援等」を加えました。

- ・「意思疎通を図るのに支障がある」の「支障がある」という言葉に引っかかりを感じる。
- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では円滑な意思疎通を取れるように施策を推進しますということが明記されており、それに倣って、「円滑」という言葉を入れるのも良いかと思う。

⇒ご意見にあわせて表現を修正しました。

<その他修正のポイント>

- ・全体を「～です。～ます。」調から「～である」調に修正しました。(調布市の条例における原則は「～である」調)

第5回委員会（令和6年5月14日）	第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障害の特性に応じた<u>意思疎通のための多様な手段、配慮、支援等</u>に対する理解の促進及び普及に関する基本理念を定め<u>るとともに</u>、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし<u>_____</u>、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、<u>障害者の意思疎通を図る_____</u>権利を<u>尊重</u>し、もって共生社会の充実に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、障害の特性に応じた<u>多様な意思疎通手段_____</u>に対する理解の促進及び普及に関する基本理念を定め<u>_____</u>、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかに<u>するとともに</u>、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、<u>_____意思疎通における支援を必要とする障害者の</u>権利を保障し、もって共生社会の充実に寄与することを目的とする。</p>

<修正のポイント>

- ・前文に合わせて表現を修正しました。

第5回委員会（令和6年5月14日）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害 その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 意思疎通手段 手話通訳、要約筆記、筆談、代筆・代読、点字、音声、触手話、指文字、指点字、絵図等の視覚的な表現、平易な表現、ICT（情報通信技術をいう。）を用いた機器又はソフトウェアその他の障害者の円滑な意思疎通に資する手段をいう。
- (3) 意思疎通支援者 意思疎通支援手段又は障害の特性に応じた専門的な配慮、支援等により障害者の円滑な意思疎通を支援する者をいう。
- (4) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者その他市内で活動する者をいう。
- (5) 事業者 市内で 事業活動を行う者をいう。

第3回委員会（令和6年1月30日）

第4回委員会（令和6年3月5日）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害 （発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 意思疎通手段 手話、要約筆記、筆談、代筆・代読、点字、音声、触手話、指文字、指点字、絵図 、平易な表現、情報機器 その他の障害者が 意思疎通を図るために必要とする手段をいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤、又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

<委員意見>

(発達障害、高次脳機能障害の表記方法について)

- ・発達障害は先天的な障害で、いわゆる精神疾患とは状態像が違うので、手帳の区分として精神保健福祉手帳3級などと記載するときは良いが、障害の種類として、発達障害が精神疾患の一種と区分されたる書き方は誤解を与えるのではないか。
- ・精神障害に括るのでなく、それぞれ分けて書くわけにはいかないか。
- ・高次脳機能障害も同様に精神障害に含めるのではなく分けて記載できないか。

⇒他自治体の条例では列記している例もある(例：中野区，豊島区)ことを踏まえ，本条例案においても同列に記載するように修正しました。

(「意思疎通手段」の定義について)

- ・手話は言語という考え方からは、意思疎通手段として単に「手話」と入れてしまうと、一般の人からコミュニケーション手段と見られるかもしれないが、私の中では単なるコミュニケーション手段ではないと思っている。
- ・例えば要約筆記と手話通訳を組み合わせる情報保障として取られる方もいるため、「手話通訳」を両方の条例に入れていただきたい。

⇒「手話」は言語そのものを指す言葉として，意思疎通支援の手段としては「手話通訳」として表記することとしました。

- ・「情報機器」という言葉を「ICT」(Information and Communication Technology)とできないか。
- ・「情報機器」とひとまとめにするのではなく、もう少し意思疎通に直接関連するようなICTの機能を含めた言葉が必要ではないか。
- ・盲ろう者なども、機器類があればコミュニケーションができるが、同時に「機器」のみで良いのかと思う。やはり技術、インターネットとか、クラウド等活用しての情報コミュニケーションを考えると、「機器」という言い方だと機材だけみたいなイメージがする。

⇒「ICT」の言葉を入れるとともに，「機器」とあわせて「ソフトウェア」を記載に加えました。

- ・知的・発達障害の世界では「視覚支援」と言われており、その言葉を使うことはできないか。絵や写真、色分け、マーク、イラストなどのほか、手順をチャートで示す、予定表を示し、そこにイラストや写真を入れるなどもある。動画やアニメーションで示すことも、手順等を伝えるわかりやすい方法だが、それも「絵図」に含まれるのか。「絵図」でくくる方針であれば、本文でなくても、どこかに意味や具体例を書くことはできないか。

⇒条例では「絵図等の視覚的な表現」としてまとめることとし，具体例は成立後の周知媒体等において記載を検討したいと考えます。

（「意思疎通支援者」の定義について）

- ・「意思疎通支援者」について、「意思疎通手段」と別の定義が必要になるか。
- ・「意思疎通手段を行う者」ですが、手段という形になりますと、「もの」なんですね。
- ・手段のほか、専門性や機器をもって、意思疎通支援を図る場合と精神障害者の例を今挙げていただきましたが、精神障害者の場合もそうかもしれませんが、専門性はもちろん、支援としての専門性はありますが、手段としての専門性に特化したものではなく、障害特性を理解した上で、コミュニケーション上の配慮を行うということになってくるのかなと思います。

⇒新たに「意思疎通支援者」の定義を設け、「意思疎通手段」だけでなく、福祉的な専門性から障害特性に応じた配慮、支援等により円滑な意思疎通をサポートする者として規定しました。「専門的」とは、一般市民への普及啓発により行われる配慮、支援等と意味を分ける目的で入れています。

第5回委員会（令和6年5月14日）

（基本理念）

第3条 障害の特性に応じた意思疎通のための手段、配慮、支援等に対する理解の促進及び普及は、以下の基本理念の下に行わなければならない。

(1) 障害の特性に応じた意思疎通のための手段、配慮、支援等は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重し合うことのできる共生社会の充実のために、障害者と意思疎通支援者の間だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。

(2) 障害の特性に応じた意思疎通手段の選択の機会が確保されることは、障害者の基本的な権利として最大限尊重される必要があること。

(3) 意思疎通を図ることに支障がある障害者の社会参加のためには、生活のあらゆる場面で意思疎通手段を利用することができる環境の整備が必要であること。

(4) 障害者の円滑な意思疎通のためには、障害の特性に応じた適切な支援等による情報の保障が必要であること。

第3回委員会（令和6年1月30日）

第4回委員会（令和6年3月5日）

（基本理念）

第3条 障害の特性に応じた多様な意思疎通支援手段に対する理解の促進及び普及は、以下の基本理念のもとに行わなければならない。

※(1)と(2)の順番入替

(2) 障害の特性に応じた多様な意思疎通手段は、障害の有無に関わらず相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会のために、意思疎通手段を必要とする者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。

(1) 障害特性に応じた意思疎通手段の選択の機会が確保されることは、障害者の基本的な権利として最大限尊重されなければならないこと。

(3) 意思疎通を図ることに支障がある障害者の社会参加のためには、生活のあらゆる場面で意思疎通手段を利用しやすい環境の整備が必要であること。

<委員意見>

(一般市民への理解促進について)

- ・失語症は、認知していただくというか、「この人は失語症だ」ということを分かってもらえるということがまず入口である、
- ・初めは障害者等のために工夫されたものが、実は誰にとっても有効なサポートとなるというのは、まさにユニバーサルデザインの考え方で、それが誰もが暮らしやすいまちづくりにつながる。「障害の方のために」とだけ狭く考えず、条例にもユニバーサルデザインをイメージさせる書き方ができると、「共生社会の充実」にむかう「パラハートちょうふ」の理念としてより良いものとなり、一般の市民にとっても、「自分ごと」として感じられるものになるのではないか。
- ・意思疎通の担い手ということ、もう少し幅広く障害の種類や状況に応じて色々な場面で大事なんだということを強調した方が、まずは市民の方に受け入れられるような気がする。

⇒(1)と(2)の順番を入れ替え、社会全体への理解促進と普及啓発に関する内容を先に置くこととしました。

(情報保障について)

- ・意思疎通を図るに当たって、その前提として情報の適切な取得があって、意思疎通が円滑に進むという話が印象に残っており、情報の適切な取得に関する内容は、何らかの形で入れていくことが必要なのかなと感じている。
- ・意思疎通支援には、情報を取り入れるためと、自分の意思を表現するためと、両面の支援が必要であることを記載できないか。
- ・知的障害の方などは、動画やイラストレーションで見せてもらえるとわかりやすく、情報を得て初めて自分の意思が表現できるというのもある。

⇒(4)として、意思疎通の前提となる情報保障についての内容を追加しました。

社会の充実に寄与するよう努めるものとする。

社会の充実に寄与する_____ものとする。

<修正のポイント>

- ・全体を通じて、表現の統一を図り、他の条と重複する内容について修正しています。
- ・いずれの条も前文の修正に合わせて、「意思疎通手段」に限らない内容となるよう表現を修正しました

第5回委員会（令和6年5月14日）	第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日）
<p>（施策の推進）</p> <p>第7条 市は、障害者が円滑な意思疎通を図ることができる環境を整備するため、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p><u>2（第7条(8)へ移動）</u></p> <p><u>3（削除）</u></p>	<p>（施策の推進）</p> <p>第7条 市は、障害者の _____ 意思疎通に関する _____ 次 _____ に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p><u>2 市は、前項に規定する施策の推進にあたっては、意思疎通手段を必要とする障害者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 市は、第1項に規定する施策等を調布市における障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に位置付けるものとする。</u></p>
<p><u>(1) 障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段、配慮、支援等に対する理解の促進及び普及のための啓発活動を行うこと。</u></p>	<p>（意思疎通手段の普及啓発）</p> <p>第8条 市は、障害特性に応じた多様な意思疎通手段に対する理解の促進及び普及のための啓発活動を行うよう努めるものとする。</p>

<修正のポイント>

- ・全体を見やすくするため、条が分かれていた市の施策に関する内容を1つの条にまとめ、(1)～(8)の各号で表記する形としました。（修正前の第2項も(8)に移動しています。）
- ・第3項は、趣旨として第1項の「計画的に推進」に含むため、他の法律の条項を引用して改めて規定することは不要と判断しました。

第5回委員会（令和6年5月14日）	第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日）
<p><u>(2) 障害者がその特性に応じて必要な意思疎通手段を選択し、及び利用することができる環境を整備すること。</u></p>	<p><u>(意思疎通手段の選択の機会)</u> 第9条 市は、障害者がその特性に応じて必要な意思疎通手段を選択し、及び利用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p>
<p><u>(3) 関係機関と連携し、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を行う者の養成及び確保並びに意思疎通手段を行う者の労働環境の改善に資する取組を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 障害の特性に応じた意思疎通における適切な配慮、支援等に係る意思疎通支援者の専門性の向上に資する取組を行うこと。</u></p>	<p><u>(意思疎通支援者の養成及び確保)</u> 第10条 市は、障害特性に応じた多様な意思疎通手段を行う者の養成、専門性の向上及び確保に努めるものとする。</p>

<委員意見>

・（手話言語条例における手話通訳者と同様に）意思疎通支援者の負担軽減、健康維持、普及啓発などの規定が必要。

⇒ご意見を踏まえ修正しました。

- ・当事者にとってはヘルパーとのコミュニケーションが欠かせず、ヘルパーに高次脳機能障害の基本を理解してもらうための研修や教育が必要。
- ・ヘルパーは資格試験はあるが、意思疎通支援者となるための育成は資格講座だけでは足りない。
- ・現在あるサービスを担う同行支援・移動支援の支援者の方にも、意思疎通という観点から、障害特性を踏まえた上での対応が必要なので、養成確保、専門性の向上のところで、少し書き込むことで広がりを持たせてはどうか。
- ・視覚支援や情報機器をつかった意思表示のやりかたを学習・練習する機会も必要。

- ・例えば、記憶障害等で意思疎通に対して配慮が必要な方であっても、支援者がゆっくり話すとか、メモを取る時間をとってもらうとか、そういう細かな配慮で意思疎通は十分可能なこともある。

⇒(4)として、意思疎通手段を行う者以外の福祉職全般への意思疎通支援への理解，専門性向上に関する規定を加えました。

第5回委員会（令和6年5月14日）	第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日）
<p><u>(5) 災害その他の非常事態において、障害者がその特性に応じた意思疎通手段を活用し、又は適切な配慮、支援等を受け、必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、関係機関と連携して、必要な取組を行うこと。</u></p>	<p><u>(災害時における措置)</u> 第12条 市は、災害その他の非常事態において、障害特性に応じた意思疎通手段を必要とする者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p><u>(6) 障害者がその特性に応じて多様な意思疎通手段を活用し、又は適切な配慮、支援等を提供されることにより、市政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な環境の整備を行うこと。</u></p>	<p><u>(修正前第4条第2項より)</u></p>
<p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、障害者が安心した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、円滑な意思疎通を図ることができるよう、必要な取組を行うこと。</u></p>	<p><u>(医療・介護・保険・福祉サービスにおける環境整備)</u> 第11条 市は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーションその他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、必要な意思疎通手段を選択し、利用することができるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p><u>(8) 前各号に掲げる施策の推進に当たり、障害者その他関係者の意見を聴くこと。</u></p>	<p><u>(修正前第7条第2項より)</u></p>

<修正のポイント>

- ・いずれの条も前文の修正に合わせて表現を修正しました

<委員意見>

- ・医療・介護・保健・福祉サービス」との見出しになっているのが、本文では様々な要素が入っているので見出しの表現は変えた方が
良い。

⇒列記することで分野を限定するよう見えるとの意見もあり、(10)において「前各号に掲げるもののほか・・・」として整理して
います。

第5回委員会（令和6年5月14日）	第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日）
<p>（財政上の措置）</p> <p>第8条 市は、障害者の円滑な意思疎通に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（財政上の措置）</p> <p>第13条 市は、障害者の_____意思疎通に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>（委任）</p> <p>第9条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>（委任）</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>